

永年勤続者感謝要綱

昭和 51 年 10 月 30 日 区長決定

改正

昭和 51 年 11 月 30 日 区長決定

平成 2 年 3 月 28 日 区長決定

平成 23 年 3 月 10 日 区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、永年にわたり真しに職務に精励している職員に対し、感謝の意を表わし、その功労に報いることを目的とする。

(対象職員)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。ただし、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を行った者等、感謝の意を表するに不相当と認められる者は対象としない。

- (1) 毎年 9 月 30 日現在、満 25 年以上勤続する勤務成績良好な者
- (2) 削除
- (3) 毎年 3 月 31 日現在、満 30 年以上勤続し、退職した者（死亡により退職した者を含む。）
- (4) 毎年 3 月 31 日現在、満 10 年以上満 30 年未満勤続し、退職した者（死亡により退職した者を含み、死亡者については、9 年 6 月以上とする。）または本区勤務をはなれた者

2 前項各号のいずれかの規定に該当し、感謝状を贈呈された者については、当該同一要件に基づく対象職員とはしない。

3 第 1 項第 1 号の規定に該当し、感謝状を贈呈された者については、第 1 項第 3 号の規定に基づく対象職員とはしない。

(勤続期間)

第 3 条 勤続期間は、職員となった日から 9 月 30 日または退職もしくは死亡した日までの引き続いた在職期間とする。ただし、長期欠勤等の期間は除く。

(感謝の日)

第 4 条 毎年 10 月とする。ただし第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当する者については、別に総務部長が定める。

(感謝の方法)

第 5 条 感謝状および記念品等を贈呈して行う。

(その他)

第 6 条 この要綱により職員に感謝状を贈呈したときは、当該職員の履歴カードにこれを記入する。

2 この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

付 則（平成 23 年 3 月 10 日区長決定）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 23 年度および平成 24 年度における、第 2 条第 1 項第 1 号の対象職員
の規定は次表のとおりとする。

対象年度	第 2 条第 2 項第 1 号における対象職員
平成 23 年度	毎年 9 月 30 日現在、満 28 年以上勤続する勤務成績良好な者
平成 24 年度	毎年 9 月 30 日現在、満 26 年以上勤続する勤務成績良好な者